

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 1 号 平成 27 年度月形町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 2 号 平成 27 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 3 号 平成 27 年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 号 平成 27 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 号 平成 27 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 平成 27 年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 号 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 月形町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 月形町農地流動化安定促進事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 15 号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 月形町農地流動化安定促進事業条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 17 号 徳富ダム注水工管理条例の制定について
- 議案第 18 号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 議案第 19 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 20 号 平成 28 年度月形町一般会計予算
- 議案第 21 号 平成 28 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 22 号 平成 28 年度月形町農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第 23 号 平成 28 年度月形町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 28 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 28 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算
- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(月形町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定)
- 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定)

(出村議員から一身上の都合により欠席の旨の報告あり)

- 議長 堀 広一 ただ今の出席議員は 9 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、平成 28 年第 1 回月形町議会定例会を開会いたします。

(午前 10 時 00 分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分開議)

議事日程第 1 号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程 1 番 会議録署名議員の指名

- 議長 堀 広一 日程 1 番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により議長において

楠 順 一 議員

松 田 順 一 議員

の両議員を指名いたします。

◎ 日程 2 番 会期の決定

- 議長 堀 広一 日程 2 番 会期の決定を議題といたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許可します。

- 議長 堀 広一 議会運営委員会委員長 楠 順一君、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 楠 順一 議長の許可をいただきましたので、平成 28 年第 1 回定例会の運営について、去る 2 月 24 日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果をご報告いたします。

当日は議長の出席をいただき、副町長の出席を求め、本定例会に提案される議案等の説明を受け、日程及び運営について協議いたしました。

はじめに会期についてであります。本定例会に提案されている議案は、議会提案として予算特別委員会報告、意見案、会議案を予定、町長提案は、平成 27 年度各会計補正予算、平成 28 年度町政執行方針並びに教育行政執行方

針、一般議案、平成28年度各会計予算及び予算関連議案であります。これらを踏まえ本定例会の会期は本日から3月17日までの15日間とすることにいたしました。

次に一般質問であります。3月10日、11日の2日間を予定、通告期限は3月4日の17時までとしております。一般質問の質問回数は原則4回までですので、十分に守っていただきたいと思います。その他は会議規則に基づいて行いますので、活発な議論をお願いいたします。なお、執行方針に関する質疑は、一般質問に含めて行うことといたします。

次に議案等の審査要領についてであります。町長提案のうち平成28年度各会計予算6件及び関連議案4件の議案につきましては一括提案とし、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

次に本日予算特別委員会を開催し、正副委員長の選任、審査日程等の協議を行い、14日から開催される予算特別委員会で各課長等から説明を受け、質疑を行っていただくことになっております。日程については精力的に進めていただくをお願いいたします。

なお、いつも申し上げていることではありますが、議員の質疑及び町側の答弁につきましては、簡潔明瞭にされ議事運営に特段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会において協議した結果をご報告いたします。

○ 議長 堀 広一 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日3日から17日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって会期については、本日から17日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程3番 諸般の報告

○ 議長 堀 広一 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

次にまちづくり常任委員会の閉会中における所管事務調査報告がありますので、委員長の報告を求めます。

○ 議長 堀 広一 まちづくり常任委員会委員長 宮下裕美子君、報告願います。

○ まちづくり常任委員会委員長 宮下 裕美子 まちづくり常任委員会の平成27年度所管事務調査について、会議規則第77条の規定に従い報告いたし

ます。

今年度のまちづくり常任委員会所管事務調査は、目的を1、行政と議会が、共通認識を持つこと。2、調査によって把握した「現状」と「課題」を、「今後の取り組み」につなげ活かすことの2点とし、年間計画に沿って進めてきました。調査項目の選定に当たっては、行政の連携や関連が広がっている現状から、個別事業だけでなく複数の課にまたがる事務事業を一括して調査することも取り入れました。また、充実した調査を進めるため、現地視察の実施や、参考人の出席も求めました。多くの皆さんにご協力いただいたことで充実した所管事務調査を行うことができたと感じています。行政職員の皆さん、関係者の皆さん大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、今年度実施した所管事務調査は、12項目です。1 国民健康保険について 2 ごみ処理事業について 3 農業集落排水事業について 4 月形町の人口動態（人口減少社会対策）について 5 公共施設等管理計画について 6 月形高校支援について 7 認定こども園について 8 学校教育全般について 9 月形町創生総合戦略について[追加項目] 10 商工業者の実態と動向について 11 月形町立病院（工事関係）について 12 農産物と農業者の実態についてです。これらの具体的な調査内容は、皆さんのお手元に配布している報告書に記載されていますので、そちらをご覧ください。なお、調査に当たっての参考資料は、調査当日に各議員に配布されております。また、議会事務局にも保存されていますので、ご参照ください。

今年度の所管事務調査を総括すると、人口減少というキーワードが浮かんできます。行政全般の多くの課題が人口減少に起因し、すでに様々なかたちとなって町民の暮らしに影響を及ぼしていて、早急な対策の実施が必要な段階まできているという認識に至りました。これからはじまる平成28年度は、月形町創生総合戦略・人口減少対策が本格的に打たれる年になります。現状を踏まえた新たな事業の展開に期待するとともに、まちづくり常任委員会としても与えられた権限と機能に基づき、最大限協力していきたいと考えています。

以上をもってまちづくり常任委員会所管事務調査報告といたします。

○ 議長 堀 広一 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

○ 議長 堀 広一 日程4番 行政報告を行います。行政報告はお手元に配布のとおりでありますのでご願います。

○ 議長 堀 広一 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定)

- 議長 堀 広一 日程5番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(月形町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げます。昨年12月定例会において議決いただきました議案第57号 月形町税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、その後、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布され、一部の手続における個人番号の利用の取扱いが見直され、一定の場合において個人番号の記載を不要とすることとされ、これに関する施行日が平成28年1月1日となったことから、今回平成27年12月30日付で専決処分をさせていただいたものです。改正の内容として第51条は、町民税の減免に関する規定で、同条第2項の改正規定中及び特別土地保有税の減免を規定している第139条の3同条第2項第1号の改正規定中の「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規定をそれぞれ削るものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程6番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定)

- 議長 堀 広一 日程6番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げます。これについても、承認第1号と同様、昨年12月定例会において議決いただきました議案第58号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、承認第1号と同じ理由で専決処分をさせていただくものです。改正の内容として、納期限の延長を申請する者が申請書に記載しなければならない事項を規定している第27条第2項の改定規定中及び国民健康保険税の減免を受けようとする者が申請書に記載しなければならない事項を規定している第28条第2項の改正規定中の個人番号に関する規定をそれぞれ削るものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- ◎ 日程7番 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程8番 議案第8号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程9番 議案第1号 平成27年度月形町一般会計補正予算（第5号）

- 議長 堀 広一 日程7番 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程8番 議案第8号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程9番 議案第1号 平成27年度月形町一般会計補正予算（第5号）は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正の要旨を申し上げます。平成27年8月6日付で人事院から給与改定について勧告されたため、従前からの例により人事院勧告に準拠して職員の給

与等の改正を行うものです。今回の人事院勧告の改正概要を申し上げますと、民間給与との比較による改定ということで、民間給与と比較して0.36%の差があることから、若年層に重点を置きながら給与表の水準を引き上げる。また、民間の支給割合と同水準になるようボーナスを0.1箇月分引き上げるものです。以上が今回の人事院勧告の概要です。その他の改正として、地方公務員法の改正に伴い、規則で定めている級別基準職務表を条例で定めなければならないこととなったため、本条例に加える改正と引用規定のある条項を改正するもの。また、行政不服審査法の改定に伴い、引用規定のある条項を改正するものです。改正内容です。改正条例第1条は、平成27年度分の改正で第15条第2項は、勤勉手当の規定で12月に支給する勤勉手当の率「100分の75」を「100分の85」に改めるもの。また、再任用職員についても率を改めるものです。附則第11項は、特定職員の勤勉手当対象額に乗ずる率を改正するもの。また、別表第1、第3、第4にある行政職・医療職(二)・医療職(三)の給料表を全部改正するものです。改正条例第2条は、平成28年度からの改正で第1条は、地方公務員法の改正による引用条項を改めるものです。第3条第2項は、地方公務員法の改正に伴い、級別標準職務表を加える改正をします。第14条の4項は、行政不服審査法の改正に伴い、引用条項を改めるもの。また、276ページ、第15条第2項は、勤勉手当の規定で、勤勉手当の率を「100分の80」に改め、また、再任用職員についても率を改めるものです。附則第11項は、特定職員の勤勉手当対象額に乗じる率を改正するものです。附則として、第1項は、施行期日等を定めたもので、公布の日から施行するものです。ただし、改正条例の第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものです。第2項は、改正条例の第1条の規定による改正後の条例は、平成27年4月1日から適用するものです。第3項は、給与の内払の規定をしています。

議案第8号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正の要旨を申し上げます。議案第9号と同様、人事院勧告により一般職員と合わせて従前からの例により人事院勧告に準拠して常勤特別職の職員の期末手当の率を改正させていただくものです。改正の内容です。改正条例第1条は、平成27年度分の改正で12月に支給する期末手当の率を「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めるものです。改正条例第2条は、平成28年度からの改正で6月に支給する期末手当の率を「100分の197.5」を「100分の202.5」、12月に支給する期末手当の率を「100分の222.5」を「100分の217.5」に改めるものです。附則として、第1項は、施行期日等を定めたもので、公布の日から施行するものです。ただし、改正条例第2条の規定は、

平成28年4月1日から施行するものです。第2項は、改正条例の第1項の規定による改正後の条例は、平成27年4月1日から適用するものです。第3項は、給与の内払の規定をさせていただくものです。

議案第1号 平成27年度月形町一般会計補正予選（第5号）

議案書8ページ、第2表 繰越明許費の補正です。追加です。2款 総務費 1項 総務管理費 北海道空知と首都圏との交流基盤創造事業から3款 民生費 1項 社会福祉費 年金生活者等支援臨時福祉〈低所得の高齢者向け〉給付金給付事業まで3事業、総額5,629万4,000円を次年度へ繰越しさせていただくものです。

第3表 債務負担行為の補正です。追加です。広報花の里つきがた印刷製本業務から公共施設自家用電気工作物保安管理業務まで13業務を追加するもので、期間、限度額については、記載のとおりです。

廃止です。平成27年度合併処理浄化槽設備資金貸付利子補給金については、利用がなかったということで廃止するものです。

第4表 地方債の補正です。追加です。情報セキュリティ強化対策事業、限度額530万円を追加するものです。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりです。

廃止です。合併処理浄化槽設置整備事業については、利用がなかったということで廃止するものです。

変更です。臨時財政対策債から除雪機械整備事業まで4事業、事業の確定に伴う補正です。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

2 歳入です。9款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税 9,974万3,000円の補正増について、1節、3節の内容のとおりです。今回の補正により普通交付税の総額は18億3,974万3,000円を計上させていただいたところですが、国から19億3,383万1,000円を決定いただいている中で、予算留保額が9,908万8,000円となっております。13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金673万1,000円の補正増について、1節から5節の内容のとおりです。1節の説明欄、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、地方創生交付金については、新規に予算計上しています。2目 民生費国庫補助金2,266万7,000円の補正増について、1節、2節の内容のとおりです。1節の説明欄、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費補助金を新規に補正するものです。14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金680万9,000円の補正増について、1節、2節の内容のとおりです。1節の説明欄、担い手確保・経営強化支援事業補助金についても新規に補正するものです。16款 寄附金 1項 寄附

金 1目 一般寄附金224万円の補正増について、1節の内容のとおりです。5件分の寄付金です。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金1億3,000万円の補正減について、1節の内容のとおりです。当初見込んでいた基金を取り崩ししないで済むということで、全額補正減とするものです。5目 公有財産整備基金繰入金8,417万6,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。この基金についても、取り崩ししないで済むということで、全額補正減とするものです。18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金5,357万1,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。今回の補正により平成26年度からの繰越金を全て計上させていただきました。20款 町債 1項 町債 1目 総務債383万8,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。説明欄、情報セキュリティ強化対策事業についても、新規に補正するものです。

3歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費7,000円の補正減について、1節から19節の内容のとおりです。説明欄、北海道空知と首都圏との交流基盤創造事業については、日本の人口の3割以上が集積している首都圏との間に「まち・ひと・しごと創生法」の分野で様々なレベルで交流していくことが必要ではないかということで、空知総合振興局から情報発信及び収集等の拠点となる交流の場を創出することが重要であり、地域自らが将来に渡って持続的に運営できる交流の場としてどのようなかたちが望ましいのかという観点で地域と共に検討して行きたいということで、空知各市町に呼びかけがあり、この事業を立ち上げることになったわけです。これにより、移住希望者、観光客、特産品等の売上げ、ふるさと納税等の増加を図って行きたいと考えるものです。なお、この事業については、全額、平成28年度へ繰越して実施するものとなっており、今回空知総合振興局と24市町を構成員とする北海道空知・首都圏交流基盤創造協議会への負担金と職員の旅費を予算計上しております。4目 情報推進費2,695万6,000円の補正増について、1節から19節の内容のとおりです。説明欄、情報セキュリティ強化対策事業については、日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ総務省から新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的な強化について、全国の各自治体に通知があり、本町においても情報セキュリティ強化に取り組まなければならないこととなり、今回これに掛かる事業経費としてシステムの業務委託料、サーバー使用料、備品購入費を予算計上しています。この事業については、全額、平成28年度へ繰越して実施することとなっております。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費28万7,000円の補正増について、9節から19節の内容のとおりです。説明欄、住民基本台帳事務経費交付金ですが、通知カード・個人番号カードの作製等掛かる地方公共団体情報システム機構への交付金増

に伴う補正増です。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 630万9,000円の補正増について、1節から20節の内容のとおりです。説明欄、障害者自立支援等給付事業の障害者福祉サービス費等給付の減については、居宅介護・短期入所・グループホーム等の受給者のサービス利用回数等の減に伴う補正減です。障害者自立支援医療費給付の減については、療養介護給付費等の減に伴う補正減です。年金生活者等支援臨時福祉（低所得の高齢者向け）給付金給付事業については、国の平成27年度補正予算に基づく施策の一環として低所得者の高齢者などを支援するために臨時的に福祉給付金を実施するもので、平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち平成28年度中に65歳以上となる者に一人につき3万円を支給する事業で、今回この事業に掛かる事務費分197万9,000円と700人分の給付金を予算計上させていただいています。なお、この事業については、全額、平成28年度へ繰越して実施することとなっております。2目 老人福祉費1,801万7,000円の補正減について、8節から28節の内容のとおりです。説明欄、老人福祉施設入所事業の減については、当初の見込みより入所者数が少なかったことによる補正減です。4款 衛生費 2項 清掃費 1目 清掃総務費370万2,000円の補正減について、1節から19節の内容のとおりです。説明欄、合併処理浄化槽設置整備事業については、本年度は利用者がいなかったため補正減とするものです。2目 塵芥処理費1,664万6,000円の補正減について、11節から19節の内容のとおりです。説明欄、塵芥収集及び衛生センター管理業務については、入札執行残です。廃棄物広域処理事業負担金の減については、本町のごみ処理量が当初見込んでいた量よりも減となったことから補正減とするものです。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費722万1,000円の補正増について、11節から19節の内容のとおりです。説明欄、農地集積・集約化対策事業の減については、農地中間管理機構を通じて農地の移動が当初見込んでいた面積より少なかったことによる補正減です。担い手確保・経営強化支援事業については、地域の担い手となる意欲ある農業者に対し経営発展に必要な農業用機械等の導入について支援する事業で、今回3件分を予算計上しています。5目 農地費669万8,000円の補正減について、9節から28節の内容のとおりです。説明欄、農業基盤整備促進事業の減については、この事業の希望者からの取下げによる工事施工面積の減に伴う補正減です。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費147万1,000円の補正減について、8節から19節の内容のとおりです。説明欄、商工振興事業の補助金については、主に事務局職員の人件費の減による補正減です。3目 ふるさと公園費1,072万1,000円の補正増について、11節から18節の内容のとおりです。説明欄、皆楽公園等管理経費ということで、

源泉送油ポンプ取替、はな工房温泉給油ポンプ部品等の修繕料、また、月形温泉ホテルの厨房、レストラン等の清掃業務、また、備品購入については、温泉ホテルの厨房備品を計上しています。皆楽公園整備事業ですが、月形温泉ホテルエアコン設置等配管工事並びに月形温泉ホテルロビータイル張替等工事を新規に予算計上しております。8款 土木費 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費644万4,000円の補正減について、13節、15節の内容のとおりです。道路ストック総点検事業ですが、社会資本整備総合交付金の配分が少ないということで、事業の精査により補正減とするものです。3目 橋梁維持費2,417万4,000円の補正減について、13節、15節の内容のとおりです。橋梁補修事業ということで、実施設計の精査による減、また、入札執行残により減額するものです。4目 除雪対策費1,882万4,000円の補正減について、11節から18節の内容のとおりです。説明欄、除雪車購入経費については、主に入札執行残です。9款 消防費 1項 消防費 1目 消防費571万5,000円の補正減について、19節の内容のとおりです。岩見沢地区消防事務組合負担金ということで、消防本部費及び月形支署費の減及び平成26年度からの繰越金充当による補正減とするものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 何点かありますので、順番に聞いていきたいと思えます。47ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、職員研修費事業ですが、例年、職員研修費が相当執行できなく執行残があったのですが、本年度の場合はほとんど予定どおり使用されているようですが、予定していた研修はどの程度消化できているのか。状況として今までとはどのように違っているのか、教えていただきたいと思えます。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 職員研修事業の補正減です。まず、町村等の研修センター等に及ぶ研修については、当初36名を見込んでいましたが、実績としては26名、これに伴う旅費等が31万3,000円の減となっております。それと、研修講師派遣業務、これは委託業務契約しているのですが、その確定による3万7,000円の減となっております。それから、人数の減ということで研修先に支払う負担金も17万3,000円の減ということです。研修については、積極的な研修ということで従来から監査委員を含めてご指摘、ご指導いただいておりますが、精力的に行かせる方向で当初から計画していますが、実態として業務の都合上などで今回100%の研修率にはなりませんでしたが、ただ今申し上げた実績となっているところでございます。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。同ページ、職員給与費、一般職給与費、例年、残業代が増えて補正等しながら対応していましたが、今年度はどんな状況だったのでしょうか。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 現在、3月集計が出ていません。あくまでも3月が過ぎなければ正確な数字が出てこないのですが、今のところはほぼ予算内で収まる予定です。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。59ページ、障害者自立支援等給付事業、先ほど副町長から回数減によるという説明があったわけですが、もう少し中身を詳しくお伺いしたいのですが、障害者自立支援は対象者が以前より少しずつ増えているという説明だったので、回数減ということは、対象者がサービスを使うことを控えて回数減になっているのか。それとも対象者数が今までと違って減少傾向になっているのか。具体的な中身を教えてください。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 障害者自立支援等給付事業の減額内容ですが、主なものとして居宅介護利用時間延人数の減となっています。就労移行については、利用者の減ということで、当初1名予定していましたが現在はおりません。短期入所については、サービスが変更になって施設入所支援に移行になった方もいます。そんなことから利用するサービスが変更になった方もいるということです。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 後半はよく理解できたのですが、前半の居宅サービスについて延利用者数が減少しているということでしたが、利用を控えてそのようになっているのか。利用者数が減になっているのかという説明をお願いします。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 利用者数というより、まとめているので分かりづらいのですが、当初、利用者は204人で見込んでいましたが、実績として140人ということで減額になっております。利用を控えているということではなく、利用される方がいなかったということです。利用時間延人数の減ということで、当初予算より実績としては減ったということです。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 そのことはよく分かるのですが、集計してしまうから延時間、利用者数もバランスが分からなくて掛け算になっていることは十分

理解しているのですが、総体として減っているので204人が140人になっているということだったので、それがどこに起因するのかということは、原課では把握できていないということですか。人数は変わらないけれど時間数を皆さん差し控えるという方向なのか。同じように利用しているけれど対象人数が減っているということか。全体的なバランスの問題なのか。把握している範囲でかまわないのですが。

- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 それについては、確認した後ほどお答えしたいと思います。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 63ページ、児童福祉総務費、保育所運営経費、交付金として保育所施設型給付費482万6,000円減額になっていますが、理由はどのようになっているのか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 平成27年度から変わった制度ですが、施設型給付費482万6,000円減額の理由ですが、保育所利用者負担金広域入所に掛かる施設型給付費及び広域入所保育料が増えたことにより、施設型給付費が減ったことによる減額補正となっております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。同ページ、学童保育事業、支援員の資格取得を平成27年度予算で組んであったと思いますが、どこに含まれているのか分からないのですが、実際、資格取得の実態はどのようになっているのか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 北海道で開催しており、当初、もっと早い時期にということでしたが、本町から2名希望していましたが、割当1名という連絡がきておりました。研修会については、1月、2月に1名が参加しております。予算的には旅費で見えております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 実態は分かりました。それで、学童保育支援員のシステムが変わって資格取得者1名は確実に必要で、今の1名は対象になって資格所得できるということですが、希望していて漏れた方など来年度以降は支援員の研修などにきちんと行けるのか。資格取得が来年度は当初は持てなかったということで、待遇面などで違いはあるのかどうか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 待遇面は特に変わりないですが、資格取得は

平成28年度についてもできれば2名を行かせたいと思っておりますが、今年度のように北海道から割当がくることもありますので、数名ずつ研修を受けさせる予定となっております。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。71ページ、塵芥処理費、廃棄物広域処理事業負担金、先ほどごみ量が減ったことによって負担金が減額になったと説明がありましたが、新聞等を読みますと岩見沢市、美唄市など相当ごみ量が減量されている中、月形町もごみが減量されていることは分かっていますが、バランスで按分されるようになっていると思いますが、実態はどんなかたちになっていたのか、詳細を教えてください。
- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 一般廃棄物処理施設管理運営事業ということで、中身については、「いわみざわ環境クリーンプラザ（愛称:いわ☆ぴか）」に可燃ごみ焼却分をお願いしている負担金です。内容については、実績見込みで本町のごみ処理量が減っており、負担金が減額となっております。内容を申し上げますと現段階では12月分までで1月から3月については実績を勘案してということになりますが、月形町は計画比の83%程度、2割ぐらい減となっております。按分率ということがありますが、岩見沢市の状況についても計画比99.7%で進捗するとなっております。美唄市の状況については計画比から108%で推移しております。よって、美唄市の処理量が少し増加しているということで、この按分比率に基づき今回、負担金の減額とさせていただきます。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 今、案分比率を教えてくださいましたが、先日、道新で岩見沢市が相当減っていたというデータが載っていたのですが、それは今年度のはじめだけのことで、12月分までになると先ほど言われた99.7%までになると認識してよろしいですか。
- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 新聞で報道されているものは確か前年対比で減っているということですので、ごみの管理運営事業としての計画量はもっと下がっていたということで、ご理解願いたいと思います。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。77ページ、ふるさと公園費、皆楽公園整備事業、今回、温泉ホテル備品購入あるいは事業は違いますがエアコン設置、ロビータイルの張替等全体で大体1,000万円の金額になっていますが、これから別業者も入る中でどのようなかたちで、内装は今までどおりその

まま更新しているのか。ある程度、使いやすさなどを含めた改修もされているのか。どの程度の工事がなされたのか、お伺いします。

○ 議長 堀 広一 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 ご質問の件ですが、4月1日のリニューアルに向かって随時、色々と計画を進めているところです。その中で、今、応急的に進めなければならないものとして、ホテルロビーのタイルは相当劣化して汚れが清掃しても取れない状況で、これでリニューアルしてお客さんを迎えるのは非常に問題があるということで、とりあえずそういう部分から当面手を掛けて行きたい。それから、温泉ホテルのエアコン設置等配管工事が設備工事で一番大きいのですが、温泉ホテル本館側5室の暖房がストーブ暖房ということで、今までエアコンがなかったのですが、このストーブも集中主源になっており、一つ壊れると他のストーブにも影響することから、この際、冷暖房を完備して対応できるエアコンを当面設置したいと考えております。なお、これらの改修については、指定管理を公社から次に委託する会社と十分協議の上、必要な部分から進めようというところです。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 今、工事の中身は分かったのですが、温泉ホテルの運営は指定管理で行っていて、どこまで指定管理者が例えば先ほどの汚れの部分等は毎日の共益している中でこの4年間で対応できるものが放置されていたことで、結局このようなかたちで最終的に様々な修繕が余計に掛かるかたちになってしまったと思うのです。これから、また、指定管理について予算でも出てくるわけですが、そこでどのあたりまで町が整備して修繕するのか。今後、つめていくかたちになるのでしょうか。今回は前段のこれまでのものの補修がある程度するという決まり、次をリニューアルするための準備であると思いますが、その考え方だけ教えていただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 産業課長

○ 産業課長 古谷 秀樹 協定の中でそれぞれリスク管理について、どちらが負担ということはどうなっていますが、ただ、大規模な改修について明確な数字で何十万円以上のは町、それ以下のは管理者でやるという区分けは、明確ではないところもあります。そんな意味で、基本的に建物本体については、施設の設置者である町側の負担になってくるとは思いますが、これからの協定のリスク管理の中で少し細かく分けて行きたいと考えております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 了解しました。

○ 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。

- 議長 堀 広一 笹木英二議員
- 議員 笹木 英二 これだけたくさん補正予算の中で質問は1人というのはどうかと思いますので、あえて2、3点について伺いたいと思います。53ページ、財産管理費、旧札比内小学校避難施設管理経費、避難施設と名を打ってやっていますが、実際に緊急避難時に間に合うようきちんと体制が整えられているのか。冬期間などは特に大きく非難することはあまりないと思いますが、確かに水の便、水洗トイレなどもありますので、急ぎの時にきちんと間に合うような管理体制になっているのか、伺いたいと思います。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 旧札比内小学校避難施設ということで管理しております。災害時においては、多くは水害、地震等は想定されているところで、その段階での準備は即避難というわけには行かない、そのための開設準備を防災計画等の中で計画されており、水、非常食はある程度の数は揃っておりますが、それは人数に応じては間に合わなくなることも考えられます。ですから、避難者に不便のないような体制で我々、町民も含めて協力体制の中で避難所運営を行いたいと考えているところです。
- 議長 堀 広一 笹木英二議員
- 議員 笹木 英二 旧札比内小学校避難施設に管理人を常駐することは無理であると思います。また、何が起きるか分からない時代なので、もし、何かあったときに使用する際には速やかに使用できるようにしていただきたいと思います。この施設の管理はどこに任せているのか。どのぐらいの間隔で行って点検しているのか。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 施設管理は総務課財政係ですが、常駐しておりません。職員が定期的に点検して、特別清掃等については管理会社にその都度委託するということです。札比内コミュニティーセンターの代用としていた時には、札比内コミュニティーセンターの管理人が学校へ行って管理していただいたということで、それは臨時の管理ということで、日ごろの管理については、直営及びその都度委託業者をお願いしているということです。
- 議長 堀 広一 笹木英二議員
- 議員 笹木 英二 分かりました。先ほども宮下議員から質問のあった温泉ホテルについてですが、備品購入費、食器もほとんど前業者が撤去して持って行ったと聞いたのですが、備品購入費46万6,000円で食器等は揃うのですか。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 食器については、おそらく消耗品費なってくるだ

ろうと思います。それについては、振興公社に指定管理しておりますので、その中で平成27年度の指定管理料の中で不足分を賄って行きたいと考えております。ここで計上しました備品購入費については、細かく言いますと二層式洗濯機1台、クリーンテーブル1台、ダスト付二槽ソイルドテーブルということで、洗濯機を除きますが、厨房で使用するステン台のテーブル関係分だけでございます。

- 議長 堀 広一 笹木英二議員
- 議員 笹木 英二 分かりました。食器については、これから購入されると思いますが、大体の予算が分かれば伺いたい。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 100万円程度を予定しております。
- 議長 堀 広一 笹木英二議員
- 議員 笹木 英二 100万円では揃わないということも聞いているのですが、その点については分かりました。もう一点、69ページ、塵芥処理費、これも先ほど衛生センターの質問があったわけですが、燃料費384万4,000円減額補正されていますが、これは前議会でも少しお話しができましたが、当初予算750万円に対して380万円の減額補正というのは、燃料だから価格の上下があるからそれは見なければならぬと思いますが、750万円も見積もって380万円の減額補正というのは、あまりにも予算の立て方が甘いというか、いい加減というか、そのように思いませんか。
- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 笹木議員からのご質問については、燃料費の補正が大きいということです。補正の内容を説明させていただきますが、今回減額となる主な理由については、1点目、当初見えていた軽油及び灯油の単価が3割から4割程度減となっております。2点目、使用数量ですが、当初見込みより3割程度減となっており、減となったのが当初パッカー車を昨年から「いわみざわ環境クリーンプラザ（通称:いわ☆ぴか）」に可燃ごみを持っていくということで、平成27年4月からはじまっていますので、パッカー車の新しい積算に当たっては、当初、運搬回数が相当あるだろと見込んでいましたが、実際はパッカー車、特に直搬ごみの配送、持込みに掛かる70%とごみの量がかなり減ってきて運搬回数も減っております。3点目、直搬ごみの減少によりパッカー車の燃費も当初の想定より1.4倍程度良かったということで、主に軽油ですが、それについては、当初見込みの数量7割ぐらいで推移しているということです。他に灯油等もありますが、大きな要因としてはごみの運搬収集車に掛かる軽油等の燃料費が下がったということで、ご理解いただきたいと思います。

- 議長 堀 広一 笹木英二議員
- 議員 笹木 英二 今、説明していただきましたが、私は予算をするときに少しいい加減な予算の積算をしているのではないかと聞いているのです。そのようなことで今の説明で正当な世論だったということですか。そこを聞いているのです。少し予算が甘かったと正直に言ってくれば、それでいいのですが、色々な理由を付けて、こんな予算はないですよ。当初予算750万円を見込んで380万円減額補正というのは、何を計算しているのか。軽油及び灯油単価の上下はありますが、燃料の下落によってこれだけ生じるわけではない。今、言ったように予算計上は間違いなかったのかということを知っているのです。甘かったのなら甘かったと言ってくれたら、今度、しっかりやってくれということで終わるのです。パッカー車のことは聞いていない。私もパッカー車の運転手、4tトラックの運転手にも聞いて色々調べてみたら、こんなに掛からない。そのようなこともあるから聞いているのですが、どうですか。
- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 笹木議員から甘かったのではないかと知っていますが、当初の積算については、初めて「いわみざわ環境クリーンプラザ（通称：いわ☆びか）」への運搬、運営体制も変えましたので、今回、しっかり当初予算は積算して適正に計上していることは、ご理解していただきたいと思っております。結果的に当初どおりに行かなかった面はあるかと思っておりますが、数年経過して平準化したものではないということで、予算については足りるということで適正に計算しているということで、ご理解いただきたいと思っております。
- 議長 堀 広一 笹木英二議員
- 議員 笹木 英二 色々、説明は聞いたけれど、納得いかない問題であると思っております。今年から業者が変わったからといって町がいいと思って管理を業者に任せたものを、業者が変わったらどうして燃料は町で管理しなければならないのかと思うのです。そここのところもちょっと不思議に思うのです。いいということでメリットがあるなら業者に任せて全部管理をさせた方がいいと思うけれど、今年は業者が変わって軽油及び灯油の管理体制は町で管理するようになったので、そこがちょっとどうなのか。一つお話ししますが、これは現場の話ですが、春先に今年から燃料は自分たちが管理しないで運転手にエンジンは掛けっぱなしで自由に使っていいという訓示があったと直接、聞いたのです。今までは富士工業に管理させていたので富士工業の責任者がエンジンは止めて節約するような指示があった。今年は新しい業者の方がそのようなことを言ったというのです。おかしいです。作っている話ではないですが、現場の作業員から聞いたのです。そのようなことを言っているというのです。燃料費については、これからきちんと目を光らせて管理してもらいたいと思っております。

- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 まず、最初に今回どうして業者の委託業務に含めないで燃料費を別にしたのかということですが、最大の理由が平成27年4月から管理運営内容も変わることから、塵芥収集及び衛生センター管理業務については、入札するということです。入札となるべく燃料費等の変動の有る分は外して委託を積算した関係で、燃料費は直接、町で支払うかたちにしたということです。合わせて新しい業者に昨年4月から衛生センター及び塵芥収集を委託していますが、業者がエンジンを掛けっぱなしでよいということは初めて聞いたので、事実を確認させていただき、対応させていただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 笹木英二議員
- 議員 笹木 英二 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 先ほど保留になっていた障害者自立支援等給付事業について、保健福祉課長より答弁願います。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 障害者自立支援給付事業の居宅介護事業の減額について説明させていただきます。支給決定を受けている方が15名、新規2名を含め17名分で予算計上していました。実績としては、居宅介護サービスホームヘルプの平日サービスですが、利用者は月10名から12名ということで、当初予算では利用時間2244時間で見えていましたが、年間見込時間として1426時間、人数については、先ほど204人、140人と申し上げた人数についても延べ人数です。利用時間と延利用人数の減ということで、ご理解いただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
お諮りいたします。議案第9号、議案第8号及び議案第1号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前11時28分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前11時35分再開)

◎ 日程10番 議案第2号 平成27年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

- 議長 堀 広一 日程10番 議案第2号 平成27年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2 歳入です。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税197万9,000円の補正減について、1節から5節の内容のとおりです。保険税収納見込額精査による補正減です。2目 退職被保険者等国民健康保険税36万7,000円の補正増について、1節から4節の内容のとおりです。1目と同様の保険税収納見込額精査による補正増です。3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費等負担金1,693万4,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。変更申請に基づく負担金の補正減です。2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金671万2,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。変更申請に基づく補正増です。4款 療養給付費等交付金 1項 療養給付費等交付金 1目 療養給付費等交付金459万2,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。主に退職医療費の減による交付金の補正減です。5款 前期高齢者交付金 1項 前期高齢者交付金 1目 前期高齢者交付金397万9,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。交付決定通知による交付金の補正減です。6款 道支出金 2項 道補助金 1目 財政調整交付金1,161万2,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。変更交付申請に基づく補正増です。7款 共同事業交付金 1項 共同事業交付金 1目 共同事業交付金237万7,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。2目 保険財政共同安定化事業交付金1,125万3,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。1目、2目ともに交付決定通知による交付金の補正減です。9款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金654万5,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。主に税収の減少分の補填に掛かる基盤安定分の増額補正とするものです。2項 基金

繰入金 1目 財政調整基金繰入金 1,000万円の補正減について、1節の内容のとおりです。主に医療費の減少に伴い、基金の繰入れが不用となったことから、全額補正減とするものです。10款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 656万4,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。今回の補正により平成26年度からの繰越金を全て計上させていただきました。

3 歳出です。2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費 1,000万円の補正減について、19節の内容のとおりです。当初の見込よりも医療費が少なめに推移したので、補正減とするものです。2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費 421万5,000円の補正減について、19節の内容のとおりです。先ほどと同様、当初の見込よりも医療費が少なめに推移したので、補正減とするものです。7款 共同事業拠出金 1項 共同事業拠出金 1目 高額医療費拠出金 128万円の補正増について、19節の内容のとおりです。拠出金の額の確定に伴う補正増です。2目 保険財政共同安定化事業拠出金 164万7,000円の補正減について、19節の内容のとおりです。これについても、拠出金の額の確定に伴う補正減です。10款 諸支出金 1款 諸費 2目 過年度返納金 133万1,000円の補正減について、23節の内容のとおりです。平成26年度分返納金の確定に伴う補正減です。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 説明がよく分からなかったのですが、もう少し詳しく説明してほしいのですが、117ページ、特別調整交付金、先ほどの説明で変更申請による交付金ということでしたが、仕組みが分からないのでどのようなことでこのようになっているのか、お願いします。
- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 117ページ、財政調整交付金、普通調整交付金と特別調整交付金があります。先ほど副町長からも説明がありましたが、変更交付申請に基づくものです。これは111ページの国庫補助金、117ページの道補助金の両方あって、説明としては被保険者所得減少に伴う交付金割合が増となったものです。当初、仮ケースで変更申請を算出して申請しますが、その後、全国で取りまとめ調整した後、決定されるというものです。近年の交付実績の傾向から当初、低めに見ていた部分があって、前年度は所得が全国平均より高めだったこともあり、このような補正予算になったということで、ご理解願いたいと思います。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

- 議員 宮下 裕美子 了解しました。同様に歳入121ページ、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金など、先ほど一般会計67ページ、国保会計に繰出金654万5,000円、こちらにも同額が繰入金で入っていますが、この説明をもう少ししていただきたい。
 - 議長 堀 広一 住民課長
 - 住民課長 清水 英俊 保険基盤安定繰入金、これについては、今回、低所得者の保険税軽減措置が拡大されたことにより、増額になっております。平成27年度は、国保財政の基盤強化のため国が財政支援を強化しており、それに基づき基盤安定の支援分については、2割軽減の支援が実施され、負担率もそれぞれ引上げになったということで、増額となっております。
 - 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
 - 議員 宮下 裕美子 了解しました。129ページ、医療給付費、その後もいくつかあるのですが、先ほどの説明で医療費を使わなかったので給付費が減っているということでしたが、ここ何年か給付費がどんどん減ってきている状況がずっと続いていて、これまでの説明では、豪雪で病院に行く機会が減った。あるいは所得が下がっているので医者に掛からなくなっている。加入者が減少していることにより当初予算などに比べると実際に給付が減っているなど色々な理由がその場でされてきましたが、現時点でこれだけ給付費が下がっていることについて、現場として分かっていることがあれば説明いただきたい。
 - 議長 堀 広一 住民課長
 - 住民課長 清水 英俊 医療費の減少については、総額的にはここ3年、毎年、医療費が下がっております。主な要因として、一番考えられることとして被保険者数が減ったということがあります。ちなみに今年6月と平成27年1月1日の被保険者数を比較しても、一般退職も含めて21世帯、56人の減となっており、この影響が一番大きいと思います。療養給付費全般に一般も退職も減少傾向ということです。現段階ではご承知のとおり療養給付費については、3月から12月の10箇月間に基づき今後の状況を見ながら1月、2月で最終的な計算ということですので。減少傾向がずっと続いているということで、きちんとした分析には至っていませんが、一番大きな理由は被保険者数の減というところですよ。
 - 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
 - 議員 宮下 裕美子 了解しました。
 - 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午前11時49分休憩）

- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後1時30分再開）

◎ 日程11番 議案第3号 平成27年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 堀 広一 日程11番 議案第3号 平成27年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2 歳入です。1款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 下水道使用料37万7000円の補正減について、1節2節の内容のとおりです。使用料の見込額精査による補正減です。2款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金26万1000円の補正減について1節の内容のとおりです。3款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金7万4000円の補正増について、1節の内容のとおりです。今回の補正により前年度からの繰越金を全て計上させていただきました。4款 諸収入 1項 雑入 1目 雑入53万5000円の補正減について、1節の内容のとおりです。

3 歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費41万1000円の補正増について、11節から27節の内容のとおりです。2目 施設管理費393万3000円の補正減について、11節から13節の内容のとおりです。年度末を迎えて経費の精査による補正減です。2款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農村総合整備事業費71万3000円の補正減について、15節の内容のとおりです。3款 公債費 1項 公債費 1目 元金財源振替です。2目 利子19万4000円の補正減について、23節の内容のとおりです。以上で説明とさせていただきます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第4号 平成27年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長 堀 広一 日程12番 議案第4号 平成27年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2 歳入です。1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料131万6000円の補正増について、1節から3節の内容のとおりです。保険料の収入見込額の清算により補正増とするものです。2款 分担金 1項 負担金 1目 認定審査会負担金9万6000円の補正減について、1節の内容のとおりです。4款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 調整交付金 378万6000円の補正減について、1節の内容のとおりです。変更交付申請による補正減です。2目 地域支援事業交付金（介護予防事業）7万8000円の補正減について、1節の内容のとおりです。3目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）8万5000円の補正減について、1節の内容のとおりです。5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金924万7000円の補正減について、1節の内容のとおりです。変更交付申請による補正減です。2目 地域支援事業支援交付金8万7000円の補正減について、1節の内容のとおりです。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金631万5000円の補正減について、1節の内容のとおりです。変更交付申請による補正減とするものです。2項 道補助金 1目 地域支援事業交付金（介護予防事業）3万9000円の補正減について、1節の内容のとおりです。2目 地

域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）4万2000円の9補正減について、1節の内容のとおりです。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金249万3000円の補正減について、1節の内容のとおりです。保険給付費の減による補正減です。2目 その他一般会計繰入金329万9000円の補正減について、1節の内容のとおりです。3目 地域支援事業繰入金（介護予防事業）3万9000円の補正減については、1節の内容のとおりです。4目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）4万2000円の補正減について、1節の内容のとおりです。2項 基金繰入金 1目 介護給付費準備基金繰入金174万8000円の補正増について、1節の内容のとおりです。主に道の介護給付費負担金の減による補正増です。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金68万9000円の補正増について、1節の内容のとおりです。今回の補正によりまして、前年度からの繰越金を全て計上させていただきました。

3 歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費10万7000円の補正減について、11節から18節の内容のとおりです。2項 介護認定審査会費 1目 介護認定審査会費22万2000円の補正減について、1節、9節の内容のとおりです。2項 認定調査等費49万3000円の補正減について、12節13節の内容のとおりです。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス等給付費600万円の補正減について、19節の内容のとおりです。主に特定施設入居者生活介護等の件数の減による補正減です。2目 施設介護サービス給付費1200万円の補正減について、19節の内容のとおりです。主に老人保健施設療養医療型医療施設利用者の減に伴う補正減です。3目 居宅介護福祉用具購入費10万円の補正減について、19節の内容のとおりです。4目 居宅介護住宅改修費10万円の補正減について、19節の内容のとおりです。5目 居宅介護サービス計画給付費70万円の補正減について、19節の内容のとおりです。2項 介護予防サービス等諸費 1目 介護予防サービス給付費40万円の補正減について、19節の内容のとおりです。2目 介護予防福祉用具購入費40万円の補正減について、19節の内容のとおりです。3目 介護予防住宅改修費については、財源振替です。4目 介護予防サービス計画給付費50万円の補正増について、19節の内容のとおりです。3項 その他諸費 1目 審査支払手数料については財源振替です。4項 高額介護サービス等費 1目 高額介護（予防）サービス費40万円の補正減について、19節の内容のとおりです。5項 高額医療合算介護サービス等費 1目 高額医療合算介護（予防）サービス費10万5000円の補正減について、19節の内容のとおりです。6項 特定入所者介護サービス等費

1目 特定入所者介護（予防）サービス費90万円の補正増について、19節の内容のとおりです。3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費 1目 介護予防事業費31万2000円の補正減について、8節から14節の内容のとおりです。2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 介護予防ケアマネジメント事業費9万8000円の補正減について、4節、19節の内容のとおりです。2目 総合相談事業費44万4000円の補正減について、2節から19節の内容のとおりです。3目 任意事業費51万4000円の補正減について、19節の内容のとおりです。5款 諸支出金 2項 繰出金 1目 他会計繰出金については、財源振替です。以上で説明を終わります。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 195ページ、保険給付費の関係ですが、2番の施設介護サービス給付費が1200万円の減額で利用者の減によるというお話でしたが、制度改革があり要介護3以上でなければ施設に入居できないことなどの影響が出ているのかということが1点と、そのことで居宅介護サービスは減額になっていますが実質的に介護利用者の方はどのような動きになっているのか説明していただきたいのですが。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 当初予算が第6期介護保険計画の計画数値で積算をしております。施設介護サービス給付費の関係は、計画数値が老人福祉施設が69人、見込みも69人ということで人数は計画どおりになっています。老人保健施設も計画が29人で見込みが26人と若干人数は減っておりますが、ほぼ計画どおりの数値になっています。金額は、かなり減額になっていますが、延人数の減によるものとご理解いただきたいと思います。居宅サービス給付につきましても、かなりの増減がありますがこちらも第6期介護保険計画の計画数値により積算をしております。訪問介護の減につきましてもヘルパーの利用者の減、特定入所生活介護につきましても利用者の減、通所リハビリの増につきましても、リハビリを必要とする方が増えているという内容になっています。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 人数は計画どおりという話で、延べ人数の減少だったり利用者数が居宅ではいくつかのサービスで利用していないという話だったのですが、そのあたりは介護保険制度が変わってそれらの影響というのは全然出てないということなのか。それと、様々な利用者が減少になったとい

うのは町の介護保険を利用しなくていいように要望が進んでいると捉えていいのか、たまたま利用を控えていると捉えた方がいいのかそのあたりはどのように見ればいいのか。説明をお願いします。

- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 確認して答弁したいと思います。
- 議長 堀 広一 答弁者が確認します。ほかに質疑ございませんか。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午後 1時42分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午後 1時46分再開)

- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 介護保険の改正につきましては、先ほども申し上げましたように27年度は第6期介護保険計画の計画数値により積算しております。制度改正の影響は今のところはないかと判断しております。施設の方も待機者は減っているということです。予防事業が進んでいるのかというご質問でしたが、確かに予防事業も私どもでも努力して進めております。今年度につきましては、計画の初年度でありまして実績等も十分に把握できていないところですが介護保険制度の改正については今のところ大きな影響はないと判断しております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 制度は分かったのですが、利用を控えているとかそういう利用の回数が、延べ人数ではなく利用人数はそのままだけれども、延べ人数が減っているということで、実態をどのように捉えればいいのかということに対する答えが抜けていたのですが。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 制度を利用できないということは、ほとんどないので、必要とされる方につきましては制度を利用させていただいています。実績については、計画数値との比較で減額になっているということです。
- 議長 堀 広一 質問回数が3回になったのですが
- 議員 宮下 裕美子 さっきのは答弁漏れだと指摘したので、いまの答弁に対してもう一度だけ質問させていただきたい。
- 議長 堀 広一 今の答弁に対しての質問はないですよ。3回の質問で回数を過ぎていますので、
- 議員 宮下 裕美子 さきほど答弁漏れがあったので、その部分を指摘させていただいたので。

- 議長 堀 広一 さきほどの答弁漏れの指摘については、いまの答弁では成り立たないのですか。
- 議員 宮下 裕美子 利用の回数が減、人数がはいけれども延べ人数が減っているということは明らかに計画どおりの人数が行っていても実際は利用回数そのものが減っているということに対しての答えが、いまのだと私には理解できない。
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午後 1時50分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午後 1時51分再開)

- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 繰り返しの答えになるかと思いますが、27年度の計画値につきましては人数調査をさせていただいて計画値で予算を計上させていただいております。実績につきましてはそれぞれの利用者の希望に添えるようにしており、利用できないということではありませんので、複数のサービスを利用される方もいますし、サービスを変更する方もいますので実績については計画よりも減少となったということです。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第5号 平成27年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 議長 堀 広一 日程13番 議案第5号 平成27年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2 歳入です。1款 後期高齢者医療保険料 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料393万7000円の補正減について、1節の内容のとおりです。保険料の収入見込額精査による補正減です。3款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金47万円の補正減について、1節の内容のとおりです。4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1万3000円の補正増について、1節の内容のとおりです。前年度からの繰越金を全て計上させていただきました。5款 諸収入 2項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金7万6000円の補正減について、1節の内容のとおりです。

3 歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費1万5000円の補正増について、9節の内容のとおりです。2項 徴収費 1目 徴収費44万2000円の補正減について、13節、14節の内容のとおりです。2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金393万7000円の補正減について、19節の内容のとおりです。後期高齢者医療後期連合納付金の事務費、保険料等の見込額精査による補正減です。3款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金7万6000円の補正減について、23節の内容のとおりです。以上で説明を終わります。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 議案第6号 平成27年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）

- 議長 堀 広一 日程14番 議案第6号 平成27年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

252ページ、収益的収入及び支出 収入です。1款 病院事業収入 1項 医業収入 1目 入院収益836万3000円の補正減について、1節の内容のとおりです。入院患者数の補正減です。2目 外来収益1360万円の補正減について、1節の内容のとおりです。外来患者数の減による補正減です。4目 その他医業収益 68万円の補正増について、1, 2節の内容のとおりです。2項 医業外収益 2目 他会計負担金6万4000円の補正減について、1節の内容のとおりです。3目 患者外給食収入40万円の補正減について、1節の内容のとおりです。4目 長期前受金戻入96万4000円の補正増について、1節の内容のとおりです。5目 その他医業外収益4万7000円の補正減について、1節の内容のとおりです。

248ページ、資本的収入及び支出 収入です。256ページ、支出です。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費33万6000円の補正増について、1節から7節の内容のとおりです。7節の賞与引当金繰入額につきましては、公営企業会計制度の改正によりまして、賞与引当金を積むことによる補正増です。2目 材料費1257万円の補正減について、1節から3節の内容のとおりです。患者数減に伴う補正減です。3目 経費860万7000円の補正減について、5節から12節までの内容のとおりです。4目 減価償却費29万3000円の補正増について、1節の内容のとおりです。5目 資産減耗費24万8000円の補正増について、1節、2節の内容のとおりです。2項 医業外費用 1目 支払利息及び企業債取扱費8万円の補正減について、1節の内容のとおりです。2目 患者外給食費40万円の補正減について、1節の内容のとおりです。4項 特別損失 1目 特別損失5万円の補正減について、1節の内容のとおりです。

260ページ、資本的収入及び支出 収入です。1款 資本的収入 3項 企業債 1目 企業債 630万円の補正減について、1節の内容のとおりです。企業債対象工事の減による補正減です。

262ページ、支出です。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費183万7000円の補正減について、2節の内容のとおりです。主に入札執行残です。以上で説明を終わります。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 252ページ、医業収益の関係ですが、先ほどの説明の中で入院も外来も患者が減少したことによる収益減ということですが、当初予定していた数よりどの程度下がっているのか。実数を教えていただきたいんですけど。
- 議長 堀 広一 病院事務長
- 病院事務長 渡邊 隆 入院患者が当初1万300人を予定していましたが、1月末で9276人となっております。外来患者は当初2万1000人を計画していましたが、1月末で17000人程度ということになっています。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 外来と入院の人数を言っていたのですが、1月末現在ということはそれを年度末まで見越して計画数量になるというかたちだと思うんですが、通常、冬期間だと要は12で割ったとか10で割ったとかという数字よりも少ない可能性もあると思うので、そのあたりはどのように、最終的には要は何割減とかという大体の数字みたいなかたちにはでないのでしょうか。それと、その減った要因としては患者が来ないというのが直接ですが、例えば入院だったら全部埋めないで別の要因で入院患者を取らないとか、外来だと診療の関係で診療科が少し日数が減ったとか色々理由があると思うのですが、そのあたりの副次的な理由は何でしょうか。
- 議長 堀 広一 病院事務長
- 病院事務長 渡邊 隆 まず、年度を通しての人数の見込みですが、入院については、若干の落ちかと思えます。外来につきまして、1000人程度少ないのかということところです。人数も減だが、1人当たりの単価が当初の見込みより費用がかかっていないと言いますか、病院代が少なかったというようなことが複合的になっており単純に人数がだけとか、1人当たりの単価だけとはなりませんし、単価の影響もあるかと思えます。1人当たりの皮膚科は少し増えている。入院につきましては、ほぼ予定に近いかたちです。現在は40床に対し32~3人で推移していますので、予定に近くなる場合もあるかと思えます。これから3月の患者の状況によっては大きく変わる場合もありますので一概に言えないところです。外来につきましては、内科だと今年はインフルエンザが流行していますので、病院で言えば若干プラスに作用する場合があるかと思えます。整形外科については、転倒や裂傷などの季節に関係ない要因が影響しますのでこれについては、不確定な部分があるかと思えます。眼科については、固定だった先生が、週により変わるということで影響があるのかとは思いますが、若干少なめです。皮膚科については、若干増えているということところです。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。

- 議長 堀 広一 楠 順一議員
- 議員 楠 順一 257ページ、給与費で33万6000円の補正増という事ですが、これは賞与引当金1585万3000円がプラスになりますから実質は1500万円くらいの補正減になる。かなりの金額だと思うのだが、看護師給与の減だと意図的に下げているのか。それとも人材確保が出来なくて、成り行きで下がっているのか。
- 議長 堀 広一 病院事務長
- 病院事務長 渡邊 隆 ご指摘のとおり賞与引当金の部分を見ないでいきますと、ということになります。実質、看護師が延べ月で1名分採用したかったのですが応募が無かったという部分があります。嘱託職員につきましても途中退職があり補充が出来なかったということも影響しております。その他に、共済費については我々の市町村共済が制度改正があり大きく356万円の減額があったりしている分を総合して、総体で33万6000円の増というかたちになります。給与そのものについては、看護師と嘱託職員の分が補充が出来なかったということが影響していると思っています。
- 議長 堀 広一 楠 順一議員
- 議員 楠 順一 その点については、病院の看護体制に影響を与えている部分はあるのか。
- 議長 堀 広一 病院事務長
- 病院事務長 渡邊 隆 看護師につきましても、臨時看護師を採用して対応しています。嘱託職員につきましても、27年から従前よりはプラス1ということで増員した部分が補充出来なかったということもありますので、若干きつく迷惑を掛けているかと思いますが、特に看護体制に支障があるとは認識していません。付け加えますと、看護師につきましても3月に1人採用しています。介護員につきましても、面接が終わりまして採用の予定ですので補充は出来るものと考えておりますので宜しくご理解いただきたいと思えます。

- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたし

ます。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程15番 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程15番 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の主な要旨を申し上げます。行政不服審査法が改正され、不服申立てに関し公正性の向上、利便性の向上、仲裁手段の充実・拡大の観点から抜本的に見直され、これにより影響の受ける本町の8つの条例を一括して改正するものです。

条例の内容を申し上げます。改正条例の第1条は月形町情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正で、既存の情報公開、個人情報保護審査会に行政不服審査制度における第3者機関の機能を付与する扱いとしたことから、題名を月形町情報公開個人情報保護等審査会に改正し、設置を規程にしている第1条に審査会に行政不服審査制度における第3者機関の機能を付与する規定を追加し定義を規定しています。第2条は、行政不服審査法における審査上の定義を規定、所掌事項を規定している第3条では、実施機関を実施機関又は審査庁に改正、また組織を規定している第4条では委員の有する識見に行政不服制度を追加、会議を規定している第6条では委員は自己の利害に係る議事に参与できない規定を追加し、審査会の調査権限を規定している第7条では審査会の有する調査権限の規定第3条第1項第1号情報公開条例、第2号個人情報保護条例に同項第3号特定個人情報保護条例、第4号行政不服審査法を追加し、不服申し立て事件を審査請求する事件に実施機関を実施機関又は審査庁に、不服申立人を審査請求人にそれぞれ改正するものです。また、意見の陳述等を規定している第8条は不服申立人を審査請求人と改正し、提出資料の閲覧を規定している第9条では、不服申立人を審査請求人等に改正、答申を規定している第10条では、実施機関を実施機関又は審査庁に改正。秘密の保持を規定している第11条では、見出しを遵守事項に改正し、委員は在任中政党その他政治的

な団体の役員になり、又は、積極的に政治運動をしてはならないことを規定するものです。290ページ改正条例第2条は、月形町情報公開条例の一部改正で、最初に目次ですが、第3節の節の名称を不服申し立てから審査請求に改正するものです。条の範囲を第16条から第18条を第16条から第18条の2に改正するものです。第16条の不服申し立てを審査請求に改正し、行政不服審査法の全部改正に伴い、法律番号等を昭和37年法律第160号を平成26年法律第68号に改正、月形町情報公開個人情報保護審査会を月形町情報公開個人情報保護等審査会に改正、また、決定又は裁決を裁決に容認を認容にそれぞれ改正するものです。諮問した旨の通知を規定しています第17条では、不服申立人を審査請求人に、不服申し立てを審査請求にそれぞれ改正し、第三者からの不服申し立てを棄却する場合等における手続きを指定しております第18条では、不服申し立てを審査請求に、決定又は裁決を裁決にそれぞれ改正するものです。第18条の2は、審理員による審理手続きに関する規定の適用除外等の規定で、この条例における審査請求について行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない規定を追加するものです。291ページ改正条例第3条は、月形町個人情報保護条例の一部改正で、最初に目次ですが第4節の節の名称を不服申し立てから審査請求に改正するもので、条の範囲を第27条を第27条・第27の2に改正するものです。収集の制限を規定している第7条は月形町情報公開個人情報保護審査会を月形町情報公開個人情報保護等審査会に改正するもので、不服申し立てを規定している第27条では不服申し立てを審査請求に改正、また、行政不服審査法の全部改正に伴い法律番号等を昭和37年法律第165号平成26年法律第68号に改正。決定又は裁決を裁決に、容認を認容にそれぞれ改正するものです。27条の2は、審理員による審理手続きに関する規定の適用除外を新しく規定するもので、この条例における審査請求については行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない規定を追加するものです。292ページ改正条例第4条は、月形町特定個人情報保護条例の一部改正で、目次の第4節の節の名称を不服申し立てから審査請求に、条の範囲を第37条から第39条を第37条から第39条の2に改正するものです。次に、審査会への諮問を規定している第37条は行政不服審査法の全部改正に伴い法律番号等を昭和37年法律第160号を平成26年法律第68号に改正するもので、また、不服申し立てを審査請求に、決定又は裁決を裁決に、月形町情報公開個人情報保護審査会を月形町情報公開個人情報保護等審査会に、容認を認容にそれぞれ改正するものです。諮問した旨の通知を規定している第38条では、不服申立人を審査請求人に、不服申し立てを審査請求に改正するもので、第三者からの不服申し立てを棄却する場合における手続き等を規定している第39条は不服申し立てを審査請求に、決定又は裁決を裁決に改正するものです。39条の2は、

審理員による審理手続きに関する規定の適用除外等を新しく規定するもので、この条例における審査請求については行政不服審査法第9条第1の規定は適用しない規定を追加するものです。293ページの改正条例第5条は、非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正で、別表第1の月形町情報公開個人情報保護審査会を月形町情報公開個人情報保護等審査会に改正するものです。改正条例第6条は、月形調整条例の一部改正で、災害等における期限の延長を規定しています第18条の2で、不服申立てを審査請求に改正するものです。改正条例第7条は、月形町固定資産評価審査委員会条例の一部改正で、審査の申出を規定している第4条の第2項第1号の住所を住所又は居所に改正し、第2号から第4号までを1号ずつ繰下げ第2号として審査の申出に係る処分の内容の規定を追加、第3号の行政不服審査法昭和37年法律160号第13項第1項を行政不服審査法施行令平成27年政令第391号第3条第1項に改正し、第6項に審査申出人は代表者もしくは管理人、総代又は代理人がその資格を失った時は書面でその旨を審議委員会に届け出なければならないという規定を追加するものです。書面審議を規定している第6条では、第3項を第4項に繰下げ、第2項のただし書を削り同号を第3項に繰下げ、第2項として前項の規定に関わらず行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項の規定する電子情報処理施設を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなすという規定を追加し、第5号として委員会は審査申出人から反論書の提出があった時はこれを町長に送付しなければならないという規定を追加するもので、第12条、第13条、第14条を2号ずつ繰下げ決定書の作成を規定しております第1条に記載する事項、主文、事実の概要、審査申出人及び町長の主張の要旨、理由を追加し、委員が記名押印することを規定し、この条を第13条に繰り下げる改正をするものです。議事についての調書を規定しております第10条では、前第3条を第7条から第9条までに改正し、この条を第2条に繰り下げし、第10条は手数料の額と第11条は手数料の免除の規定を追加するものです。296ページ改正条例第8条は、月形町手数料条例の一部改正で、第1条の主旨では手数料徴収の根拠に行政不服審査法の規定を追加し、第5条に手数料の徴収等では既に納付した手数料は原則還付しないが、ただし、記として町長が特別の理由があると認めた場合にこの限りでないことを追加、また、別表の4交付手数料に行政不服審査法に基づく(6)提出書類等の写しの交付、(7)主張書面等の写し等の交付を1枚につき30円とする規定を追加するものです。附則として、この条例は平成28年4月1日から施行する。第2項は固定資産評価審査委員会条例の改正前と改正後の取扱いの適用区分について規定しています。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 291ページ、審理員による審理手続きに関する規定の適用除外等ことがあり、同じような内容で別のところにも出てきますが、この行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないというのは、どのような理由でこのような規定が盛り込まれたのか。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 行政不服審査法9条第1項、ただし書規定の中に行政不服審査法では条例に基づく処分については、条例の定めにより**この条項により我が町の条例については適用しないということで改正しています。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 行政審査不服法第9条第1項というのは、口頭による審査か何かで、私が調べた範囲ではそのような感じで、それを適用しないということは、書面による提出にならなければいけないという意味なのかと私は思ったのですが、どのような意味で除外適用を盛り込んだのかということをお伺いしたかったのですが。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 あくまでも、審理員の設置ということです。審理員により審議をしなければならないという部分の審理員という部分のことを設置をしなくてもよろしいといたしますか、置かないという改正です。口頭で云々というものではなく、申出者がその案件についてそれを審議する機関を審理員の言いますが、それぞれの内容に関わらない担当者を置きなさいという事です。それを、必要性が無いということで、うちの条例では審理員を置かないということで改正を行っております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

◎ 日程 16 番 議案第 11 号 月形町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程 16 番 議案第 11 号 月形町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げます。

地方公務員法の改正によりまして、同条第 58 条の 2 第 2 項に規定する人事行政の運営等の状況の公表に基準に改正があったため、本条例を改正するもので、行政不服審査法の改正に伴い文言についても併せて改正をさせていただくものです。次に改正の内容を申し上げます。報告事項を規定している第 3 条の改正です。第 6 号から第 8 号までを 3 号ずつ繰下げ、第 5 号を第 7 号に繰下げ、第 7 号の次に第 8 号職員の退職管理の状況を加える。第 4 号を 2 号繰下げ、第 3 号を 1 号繰下げ、第 4 号の次に第 5 号職員の休業に関する状況を加える。また、第 2 号を 1 号繰下げ、第 1 号の次に第 2 号職員の人事評価の状況を加えるものです。また、公平委員会の報告事項を規定している第 5 条では、第 2 条中不服申立てを審査請求に改めるものです。附則としてこの条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午後 2 時 31 分休憩）

- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 2時41分再開)

◎ 日程17番 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程17番 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げます。地方公務員法の改正に伴い、同法第24条第2項が削られたため、引用規定がある本件2つの条例をまとめて改正するものです。改正内容を申し上げます。改正条例第1条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第1条中の引用規定を改正するもので、次の改正条例第2条の職員の旅費に関する条例の一部改正についても同様の改正で、第1条の引用規定を改正するものです。附則としてこの条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程18番 議案第16号 月形町農地流動化安定促進事業条例を廃止する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程18番 議案第16号 月形町農地流動化安定促進事業条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明
平成27年をもって月形町農地流動化安定促進事業が終了するため、本条例は必要なくなることから、廃止するものです。附則としてこの条例は、平成28年4月1日から施行するものです。
- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程19番 議案第14号 月形町農地流動化安定促進事業基金条例を廃止する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程19番 議案第14号 月形町農地流動化安定促進事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明
これについても、議案第16号と同様、平成27年をもって月形町農地流動化安定促進事業が終了するため、本条例は必要なくなることから、廃止するものです。附則としてこの条例は、平成28年4月1日から施行するものです。
- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程20番 議案第17号 徳富ダム注水工管理条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程20番 議案第17号 徳富ダム注水工管理条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の主な要旨を申し上げます。土地改良法では、市町村が行う土地改良事業は条例をもって管理規定を定めるとの規定がありますが、本件の徳富ダム注水工については、事務受託市町村である新十津川町が管理条例を制定し、事務委託規約を記載することにより、委託元である月形町、浦臼町、雨竜町の3町においては、管理条例の制定は不要と北海道と打合せ済みでありましたが、今般、北海道開発局より4町全てで管理条例は必要であると指導を受けたため、本条例を制定させていただくものですので、ご理解いただきたいと思いを。条例の内容を申し上げます。第1条は、本条例の趣旨、第2条は、徳富ダムでの注水工からの取水、第3条は、注水工等の点検及び整備、第4条は、干ばつ、洪水等における措置、第5条は、注水工を管理するための気象等の観測、それぞれ規定させていただくものです。第6条は、委任規定を設けております。附則としてこの条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 2 1 番 議案第 1 8 号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

○ 議長 堀 広一 日程 2 1 番 議案第 1 8 号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

最初に本計画に当たっての要旨を申し上げます。現行の月形町過疎地域自立促進市町村計画の期間は、平成 2 2 年度から平成 2 7 年度までであり、本年度で計画期間が終了いたします。一方、現行の過疎地域自立促進特別措置法の有効期限は、平成 2 4 年の一部改正により平成 2 8 年 3 月 3 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間延長されております。このため、過疎地域である本町において過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用することができるよう平成 2 8 年度から平成 3 2 年度までの新たな計画を策定するものです。策定の経過です。新たな計画は北海道が取りまとめて国に提出するものですが、計画策定に掛かる作業は、昨年 6 月からはじめさせていただいており、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 4 項に規定されている北海道との協議は、昨年が事前協議、本年に入って正式協議を行い、先日、北海道から本計画に対する同意の回答がありましたので、今回、議会へご提案申し上げます。計画内容です。本計画は、平成 2 7 年度を初期とする月形町第 4 次総合振興計画を基本としており、地域の自立促進の基本方針、主な施策、各分野の現況、問題点とその対策などは総合振興計画と総合性を図ったものとしております。また、計画には過疎地域自立促進特別措置法に規定する必要な事項を定めるとともに、国から通知されている留意事項や計画作成例などを参考に作成しており、現行の計画と同様のつくりとなっております。

別途、資料に基づき、説明する。

今後、計画を変更する場合がありますが、計画変更は事業の追加又は中止、大幅な事業量の増減など計画全体に及ぶ影響が大きい場合に法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置の活用を支障が生じるため、変更手続きが必要となり、この場合の変更手続きには、今回の計画策定と同様、北海道との協議を行って議会の議決を得るものとなっております。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午後 2時58分休憩）

- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時00分再開）

◎ 日程22番 平成28年度町政執行方針（町長）、日程23番 平成28年度教育行政執行方針（教育長）

- 議長 堀 広一 日程22番 平成28年度町政執行方針（町長）、日程23番 平成28年度教育行政執行方針（教育長）を一括議題といたします。

- 議長 堀 広一 最初に、平成28年度町政執行方針の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 町長

- 町長 櫻庭 誠二 町政執行方針を、別紙のとおり朗読説明する。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午後 3時37分休憩）

- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時48分再開）

- 議長 堀 広一 続いて平成28年度教育行政執行方針の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 教育長

- 教育長 松山 徹 教育行政執行方針を、別紙のとおり朗読説明する。

- 議長 堀 広一 以上で執行方針の説明を終わります。

◎ 日程24番 議案第7号 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程25番 議案第13号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程26番 議案第15号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程27番 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について、日程28番 議案第20号 平成28年度月形町一般会計予算、日程29番 議案第2

1号 平成28年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程30番 議案第22号 平成28年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程31番 議案第23号 平成28年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程32番 議案第24号 平成28年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程33番 議案第25号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

○ 議長 堀 広一 日程24番 議案第7号 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程25番 議案第13号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程26番 議案第15号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程27番 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について、日程28番 議案第20号 平成28年度月形町一般会計予算、日程29番 議案第21号 平成28年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程30番 議案第22号 平成28年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程31番 議案第23号 平成28年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程32番 議案第24号 平成28年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程33番 議案第25号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、以上10議案については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長。

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

提案説明を申し上げます。

議案第20号 平成28年度月形町一般会計予算から議案第25号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算まで、6会計の提案主旨については、町政執行方針の予算大綱で申し上げたところでございます。また予算に関連する議案第7号 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について他3件につきましても合わせてご提案するものでございますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりました。お諮りいたします。ただ今上程されました平成28年度各会計予算及び予算関連議案の審査については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって平成28年度各会計予算の関連議案として議案第7号、議案第13号、議案第15号、議案第19号

の4議案、平成28年度各会計予算として議案第20号から議案第25号までの6議案、合わせて10議案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。3月4日から3月9日は、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月14日から3月16日まで予算特別委員会審議のため、休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって3月4日から3月9日は、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月14日から3月16日まで予算特別委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午後 4時07分休憩）

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午後 4時27分再開）

○ 議長 堀 広一 この際、報告いたします。予算特別委員会の委員長に笹木英二議員、副委員長に平田文義議員が互選されましたので報告いたします。

○ 議長 堀 広一 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって本日は、これをもって散会いたします。なお3月10日の本会議は午前10時から再開し、一般質問を行います。

（午後 4時28分散会）